令和８年度（２０２６年度）熊本テクノ・リサーチパーク人流等調査業務委託　実施要領等に関する質問に対する回答書

No	資料名	項目	質問内容	回答
1	仕様書 実施要領	仕様書２及び４並びに実施要領９（２）別表１イ	「想定される需要と供給」の主な対象（飲食・物販、交流・会議、交通等）、想定利用者及び評価時点について、重視する条件をご教示ください。また、分析結果を用いて判断する事項（機能・サービスの優先順位、規模・運営条件等）について、現時点の想定があればご教示ください。	・重視する条件や分析結果を用いて判断する事項は特段定めておりません。
2	仕様書	仕様書４「委託業務内容」について	「UX イノベーションハブ基本構想」の提供を希望します パーク及び「近隣エリア」の具体的な地理的範囲、分析対象期間・集計単位（地域・時間）、空間粒度（メッシュ等）、時間粒度、需要・供給分析等について、必須の分析指標や優先する分野を御教示ください。指定のない事項は、選定根拠を示したうえで提案者が設定することでよいでしょうか。 また、現地調査の回数・日数やヒアリング件数等に必須の最低条件はありますか。 県から提供される人流データ・既存調査があれば、その内容と対象期間をご教示ください。	・参考として、以下 HP をご参照ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/210748.html ・厳密な地理的範囲については定めておりませんが、「パーク内」とは「テクノ・リサーチパーク内」、「近隣エリア」とは、主に空港周辺地域を想定しています。参考資料として「UX プロジェクト基本構想」をご参照ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/93992.html ・分析対象期間・集計単位（地域・時間）、空間粒度（メッシュ等）、時間粒度、需要・供給分析等で必須の分析指標や、優先する分野は特に定めておりません。指定のない事項は、選定根拠を示したうえで設定ください。 ・現地調査の回数・日数やヒアリング件数等の必須条件は定めておりません。 ・県からの人流データ・既存調査について提供することは想定しておりません。

3	仕様書	４委託業務の内容について	主な対象は、UX イノベーションハブの利用者・利用機能と、パーク内および近隣の関連サービスという理解でよいでしょうか。必須の対象分野・利用者層や、企業・関係者への調査の指定があればご教示ください。	・ご認識の通りで相違ございません。対象分野、利用者層、企業・関係者への調査について必須として定めているものは特にございません。
4	仕様書	仕様書４・５・７（２）（３）（９）（11）(12) 及び実施要領 10 について	業務開始時に、分析範囲、成果品の内容及び検収基準を協議して確認することは可能ですか。定例報告・打合せの回数や現地対応の頻度に必須条件があれば、御教示ください。 既存データの購入・利用契約と、第三者への個別集計・調査分析等の委託について、それぞれ再委託範囲承認の対象となる範囲をご教示ください。 また、業務の一部を再委託する場合の事前承認手続（申請時期・必要書類等）を御教示ください。提案・見積の前提として、契約締結の予定時期及び委託料の支払時期（前払・部分払の可否を含む）も御教示ください。	・業務開始時に、分析範囲、成果品の内容及び検収基準を協議して確認することは可能です。 ・定例報告・打合せ回数・現地対応の頻度については特に必須条件を定めておりません。 ・既存データの購入・利用契約は再委託承認の対象とはならず、第三者への個別集計・調査分析等の委託については再委託承認の対象となります。 ・業務の一部を再委託する場合の事前承認手続き等については、選定結果通知後、打合せの中で提示することを想定しております（現時点でのご質問事項に対する回答は、実施要領６に記載のとおり、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限らせていただいております。ご了承ください）
5	仕様書	仕様書５・６・７（５）及び実施要領 11(７)(８)について	最新の携帯電話・GPS 等の位置情報データの取得は必須ですか。それとも、公表データと現地での通行量計測等を組み合わせる手法も提案可能ですか。 また、第三者ライセンスにより原データの譲渡・再利用に制限がある場合、利用可能な集計データ及び算出方法を提出する形で、成果品・バックデータの要件を満たせますか。	・最新の携帯電話・GPS 等の位置情報データの取得に関して必須条件とはしておりません。公表データと現地での通行量計測等を組み合わせる手法も提案可能です。 ・第三者ライセンスにより原データの譲渡・再利用に制限がある場合、利用可能なデータおよび算出方法を提出する形で、成果品・バックデータの要件を満たすことは可能です。ただし、原データの譲渡・再利用が不可能であること、及び出所を明示してください。

6	仕様書	仕様書５及び７（２）（３）	成果品の紙媒体の必要部数、報告書の構成・分量等に指定があればご教示ください。また、定期報告の最低頻度及び対面会議の必須回数に指定はありますか。対面が必要な場面を除き、書面報告・オンライン会議を活用する提案は可能でしょうか。	・成果物の紙媒体の必要部数、報告書の構成・分量等については採択後、協議の上決定させていただきます。 ・定期報告の最低頻度、対面回議の必須回数について特段回数を定めておりません。対面が必要な場合を除き、書面報告・オンライン会議を活用する提案も可能です。
7	仕様書 実施要領	仕様書６及び 実施要領８（５）	「UX イノベーションハブ基本構想」の提供を希望します。併せて、既存の人流・交通調査、パーク内の入居企業・就業者数、施設・アクセス計画等についても、提案検討段階で提供可能な資料があればご提供ください。県が利用権を有し本業務に貸与可能な人流データの有無と、提供可能な対象期間・粒度・利用条件もご教示ください。	・参考として、以下 HP をご参照ください。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/65/210748.html ・既存の人流・交通調査・パーク内の入居企業・就業者、施設・アクセス計画等についても、提案検討段階で提供を想定しておりません。 ・県が利用権を有し、本業務に貸与可能な人流データはございません。
8	仕様書	仕様書７（１）（９）（１２）	記載の「基本仕様書」は、本公募の仕様書とは別の資料を指すのでしょうか。別資料が適用される場合は、提案条件の確認のため、当該資料をご提供ください。本公募の仕様書を指す場合は、その旨をご教示ください。	・本公募の仕様書を指します。但し、仕様書７（１２）において、基本仕様書を変更した場合は変更後のものを指します。

9	実施要領	３（３）及び７（１）カ	設立後初回の申告・納付期限が未到来で、所在地の都道府県において所定の証明書を発行できない場合、提出可能な代替書類をご教示ください。法人設立届の控え、未申告・未賦課である旨の説明書等での対応は可能でしょうか。	・左記の対応をいただいた上で検討いたします。
10	実施要領	７（１）オ	設立後初回決算期が未到来で、一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書が存在しない法人も、本プロポーザルに参加可能でしょうか。参加可能な場合、提出可能な代替書類をご教示ください。設立時貸借対照表、直近の試算表及び初回決算期未到来の説明書等での対応は可能でしょうか。	・参加に際して、設立時の貸借対照表および直近試算表（貸借対照表、損益計算書）をご提出ください。
11	実施要領	実施要領８（１）、９（２）別表１ウ及び様式６の記載要領	法人として様式６の要件に該当する実績がない場合は、「該当実績なし」と記載して提出することでよいでしょうか。また、創業者・従事予定者の法人設立前の経験や、民間・下請案件の経験を、契約主体と本人の担当範囲を明示して様式５等に別記した場合、業務遂行能力の評価対象となるでしょうか。	・左記ご認識のとおりです。 ・創業者・従事予定者の法人設立前の経験等としては評価対象となり得ますが、同種・類似業務の実績はあくまでも法人に帰するものであり、こちらについては評価対象外となります。